

情報公開規程

（目的）

第1条 この情報公開規程は、社会福祉法第24条の趣旨に基づき、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会に対する住民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「文書」とは、本会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、本会の職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。

（本会の責務）

第3条 本会は、この規程の解釈及び運用にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この規程に定めるところにより、文書の公開を請求しようとする者は、文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開の請求）

第5条 次に掲げるものは、本会に対し、文書の公開を請求することができる。ただし、第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する具体的利害関係に係る文書の公開に限るものとする。

- （1）宇部市内に住所を有する者
- （2）宇部市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3）宇部市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- （4）宇部市内に存する学校に在学する者
- （5）前各号に掲げるもののほか、本会が行う事務又は事業に具体的利害関係を有するもの

（公開請求の方法）

第6条 文書の公開を請求しようとする者は、文書公開請求書（様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

- 2 本会会長は、文書公開請求書に形式上の不備があると認められるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとし、公開請求者が当該補正を行わないときは、当該公開請求に応じないことができる。

（文書の公開義務）

第7条 本会会長は、公開請求があつたときは、公開請求に係る文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当

該文書を公開しなければならない。

(1) 法令等の規定により、公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別はできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体（本会を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生命、身体、生活若しくは財産又は環境を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 本会の内部又は本会と他団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあると認められるもの。

(5) 本会が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

ア 調査又は試験にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟にかかる事務に関し、本会の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ、若しくは特定の者に不当な利益又は不利益を生じさせるおそれ

ウ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼす恐れ

（文書の部分公開）

第8条 本会会長は、公開請求に係る文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないとみなして、前項の規定を適用する。

（文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に関し、当該公開請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときには、本会会長は、当該文書の存否を明らかにしな

いで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求の拒否）

第10条 本会会長は、公開請求が不当な目的によることが明らかなとき又は文書の公開により知り得た情報を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該公開請求を拒否するにたりる相当な理由があると認める時は、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第11条 本会会長は、公開請求に係る文書の全部又は一部の公開をするときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに文書公開決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、当該決定の内容が公開請求に係る文書の全部の公開する旨であって、公開請求書の提出があった日に文書の公開をするときは、口頭により通知することができる。

- 2 本会会長は、公開請求に係る文書の全部を公開しないとき（第9条及び前条の規定により公開請求に係る文書を保有していないとき並びに公開請求を拒否するときを含む。）は、文書の公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨を文書非公開決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会会長は事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、本会会長は、公開請求者に対し、速やかに文書公開決定等期間延長通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

（第三者に関する情報に係る意見の聴取等）

第13条 本会会長は、公開請求に係る文書に本会及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定等を行うにあたり、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（文書の公開の方法）

第14条 文書の公開は、本会会長が第11条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

- 2 本会会長は、文書の公開を行うことにより、当該文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めたとき、第8条の規定により文書の一部を公開するときその他合理的な理由があるときは、当該文書の写しにより文書の公開をすることができる。
- 3 電磁的記録の文書の公開は、本会会長が定める方法により行うものとする。

（他の制度との調整）

第15条 この規程は、法令等の規定より文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合においては、適用しない。

(費用の負担)

第16条 この規程による文書の公開請求は、無料とする。

2 この規程による文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(異議の申出)

第17条 公開請求者は、公開決定等について不服がある時は、本会会長に対し、次に掲げる事項を記載した書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

(1) 異議申出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 異議申出に係る公開決定等の内容

(3) 異議申出に係る公開決定等があったことを知った年月日

(4) 異議申出の趣旨及びその理由

2 異議申出は、公開決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、本会会長は、当該異議申出に係る公開決定等について、情報公開に関し優れた意見を有する者の意見を聴いた上で再度の検討を行い、異議申出者に対し、その結果を書面により回答するものとする。

(情報提供の推進)

第18条 本会は、市民が本会に関する情報を適時に、かつ、容易に得られるよう情報提供の推進に努めるものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。